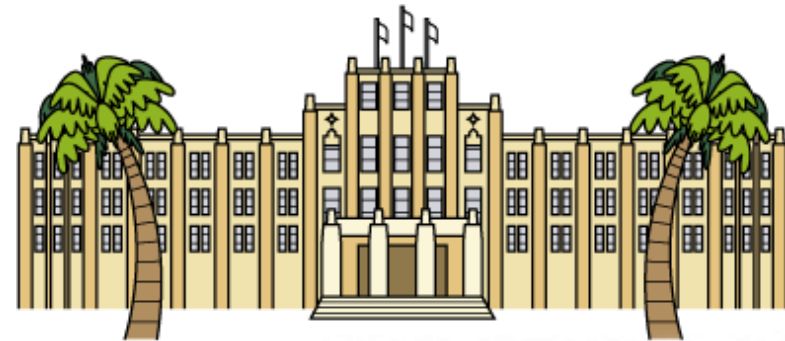




日本の
ひなた
宮崎県

労働委員会の あらまし

～労働問題でお困りの方へ～



宮崎県労働委員会

労働委員会は、労働組合又は労働者個人と使用者のトラブル解決をお手伝いするため、地方自治法、労働組合法に基づき設置された、合議制の行政委員会です。

労働委員会の委員

公・労・使の三者それぞれの立場を反映させた総合的な観点から、労使トラブルの解決のお手伝いをします。

公益委員

公益を代表する者
(弁護士、社会保険労務士など5名)



労働者委員

労働者を代表する者
(労働組合役員など5名)



使用者委員

使用者を代表する者
(会社役員など5名)



1 労働相談

労働関係法令に関する情報提供や助言、あっせん手続きの説明等を行います。
また、相談の内容によっては、他の相談機関の紹介等を行うこともあります。

- ※ 労働委員会の利用は無料です。来訪、電話、FAX、インターネットで相談でき、秘密は厳守します。
- ※ 「あっせん」とは、労使間のトラブルに対し、労働委員会が間に入って解決をサポートする制度です。

2 労働組合と使用者とのトラブル解決をサポート

労働組合と使用者との間で労働に関するトラブルが生じ、自主的な解決が困難な場合に、労働委員会が間に入り、双方の歩み寄りを促すことによってトラブル解決を図ります。

解決の方法には、あっせん、調停、仲裁の3種類がありますが、最も簡便なあっせんが多く利用されています。

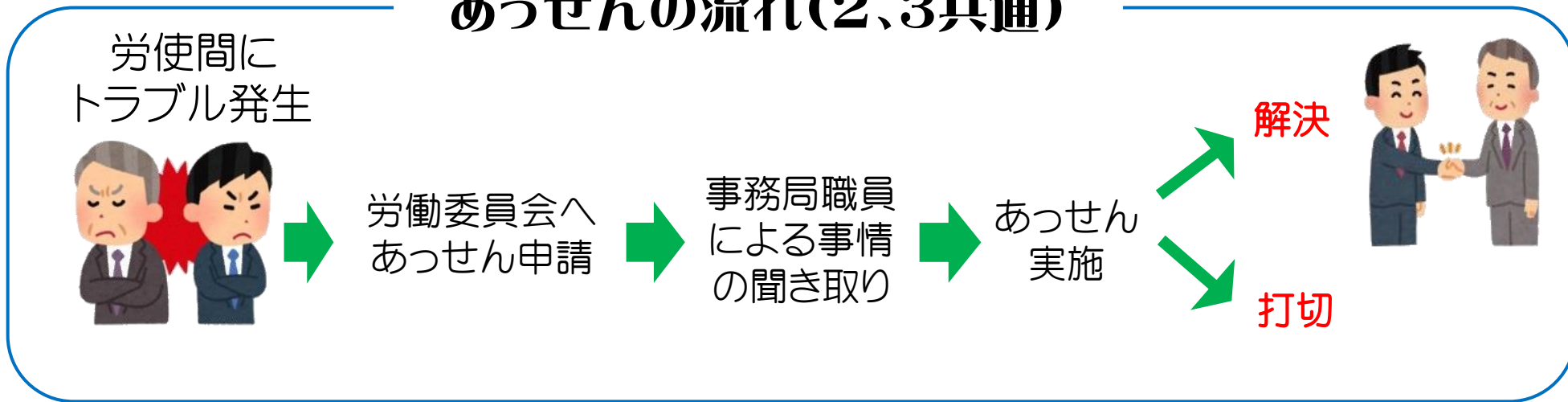
あっせんは、労働組合と使用者のどちらからでも申請ができ、公・労・使の委員から各2名、計6名のあっせん員がトラブル解決に当たります。

3 労働者個人と使用者とのトラブル解決をサポート

労働者個人と使用者との間で労働に関するトラブルが生じ、自主的な解決が困難な場合に、労働委員会が間に入り、双方の歩み寄りを促すことによってトラブル解決を図ります。

解決の方法は、あっせんのみです。あっせんは、労働者と使用者のどちらからでも申請ができ、公・労・使の委員から各1名、計3名のあっせん員がトラブル解決に当たります。

あっせんの流れ(2、3共通)



※ 相手方があっせんに応じなかったり、労使双方の主張に隔たりが大きく解決の見込みがない場合には、あっせんを開始しないことやあっせんを打ち切ることがあります。

※ あっせんの申請から終結までの目標期間は、2が50日間、3が30日間です。



4 不当労働行為の審査・救済命令

使用者から労働組合法に定める不当労働行為を受けたと考える労働組合又は労働者は、労働委員会に救済の申立てを行うことができます。救済申立てがなされると、労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合は、使用者に対し、是正するよう命令を出します。

審査の流れ

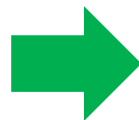
救済申立て



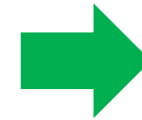
調査



審問



不当労働行為
の判定



命令



- ※ 労使間の話し合いによる解決の機運が生じた場合は、和解による解決を勧めることがあります。
- ※ 不当労働行為救済申立てから終結までの目標期間は、1年間です。

「不当労働行為」として労働組合法第7条で 禁止されている使用者の行為

- 1 労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくは労働組合を結成しようとしたこと、又は労働組合の正当な行為をしたことを理由に、解雇その他の不利益な取扱いをすること
- 2 労働組合に加入しないこと、あるいは脱退することを雇用条件にすること
- 3 正当な理由なく団体交渉を拒否すること
- 4 労働組合の結成や運営に支配介入すること
- 5 労働組合の運営に要する費用を援助すること
- 6 不当労働行為の救済申立てをしたことなどを理由に、解雇その他の不利益な取扱いをすること

5 労働組合の資格審査

労働組合は自由に結成することができるので、届出や許認可等は必要ありませんが、次の場合には、労働組合法で定める資格要件を備えている必要があります。労働委員会では、この資格要件の有無を審査します。

- ① 不当労働行為救済を申し立てる場合
- ② 労働委員会の労働者委員を推薦する場合
- ③ 法人登記をする場合 など

6 争議行為の予告通知等

公益事業を行う事業所の労働組合や使用者が争議行為を行う場合に、労働組合や使用者は、少なくとも争議行為の10日前までに、労働委員会と宮崎県知事に、文書でその旨を通知しなければなりません。

- 争議行為とは？ … ストライキ、サボタージュ、ロックアウトなど
- 公益事業とは？ … ガス、電気、水道、運輸、通信、郵便、医療など、公益に深く関係し、公衆の日常生活に必要不可欠の物又はサービスを提供する事業

7 争議行為発生届の届出

争議行為が発生したときは、発生した事業所の労働組合や使用者は、直ちに労働委員会又は宮崎県知事に、文書又は電話などで届け出なければなりません。



労働者（働く人）と使用者（会社、団体等）のみなさん

労働者と使用者の トラブル解決をお手伝いします！

相談無料

秘密厳守

公正・中立

こんなお悩み、ありませんか？

労働者側の相談例



- ・突然解雇された…
- ・残業代が出ない…
- ・パワハラでは…？

使用者側の相談例



- ・転勤に応じてくれない…
- ・勤務態度に問題のある
職員がいて困っている…

まずは「相談」してみましょう！

宮崎県労働委員会では、労働に関するお悩みや労働者と使用者との間で生じたトラブルのご相談を受け付けています。

まずは、お気軽に専用ダイヤルまでご相談ください。



～働くあんしんサポートダイヤル～

0985—26—7538 (専用ダイヤル)

※通話料等通信料は利用者負担となります。

受付時間 8：30～12：00、13：00～17：00
(土日・祝日、年末年始を除く)

◆労働者の方、使用者の方、双方から受け付けています

◆電話相談のほか、メール専用相談フォーム、FAX、面談による相談も受け付けています
(相談方法の詳細についてはホームページを御確認ください)



労働委員会委員による
労働相談会を開催します！

- ◆公・労・使の委員が相談に応じます
- ◆面談による対応（事前予約制）
- ◆相談時間は、1組につき1時間

年5回
開催

相談
無料

秘密
厳守



お問合せ先

宮崎県労働委員会事務局

〒880-0805

宮崎市橘通東1丁目9-10 県庁3号館6階

8:30～12:00、13:00～17:00

※土日祝・年末年始を除く

TEL **0985-26-7538**
(相談専用ダイヤル)

FAX 0985-20-2715

メール 労働委員会HP内の専用フォームから

労働委員会
ホームページ

